申込み前に必ずお読みください。

電気供給サービス提供条件書及び重要事項説明書（契約締結後書面）

この書面は「電気事業法」に基づいて提示しております。同法にて定められている契約締結後の書面交付については、この書面の提示をもって実施いたします。ご利用にあたり重要な事項ですので、十分ご理解いただきますようお願いいたします。

電力供給約款・料金表掲載URL：https://terace-denki.com/clause/	
小売電気事業者	Y.W.C.株式会社　（小売電気事業者登録：A0786）
代表者名	白木　良太
所在地	〒460-0003　愛知県名古屋市中区錦2丁目10-13　SC錦ANNEX 4F
問合せ先	【電話番号】0120-059-704【受付時間】平日10：00～18：00※土日祝日、年末年始を除く ※停電、緊急時は一般送配電事業者へご連絡をお願いいたします。【URL】https://terace-denki.com/teiden-info/

提供条件

・提供プラン

terace.でんき　E-Zeroおうちプラン	1契約

【E-Zeroおうちプランをお申込みのお客様へ】

・本契約は従量料金単価は固定プランではなく、JEPXの公開する市場価格（約定価格）に連動し単価が30分ごとに変動する料金プランです。

・本契約による電気料金は、特定の経済的メリット（割引や低額化等）が保証されるものではなく、お客様のご利用状況、時期、社会的情勢、市場の状況等によっては、従来の契約と比較して料金が上回る場合がございます。

・本書面は電気供給に関するものでありENELEAGE Zeroの注文書・売買契約書・重要事項説明書などの蓄電池関する書面は別となります。

・ENELEAGE Zeroは、株式会社ボルタが提供する設備を利用したサービスです。terace.でんきおよび各種E-Zeroプランでは、電気の供給サービスのみを取り扱っております。当社からお客様へのご請求は、電気料金のみとなります。

・ENELEAGE Zeroは株式会社ボルタの提供する設備であり、Y.W.C.株式会社のterace.でんきE-Zeroプランは電気供給サービスの提供のみとなります。

・本契約に関する試算結果は、株式会社ボルタが提供するデータに基づいております。試算結果と実際のご利用状況に差異が生じた場合や、製品仕様に関するお問い合わせは、販売店または株式会社ボルタへご連絡ください。

・本契約について電力供給開始のタイミングはENELEAGE Zeroの設置日と異なります。（設置後の電力供給開始が必要なため）

・本契約の申し込み後、お客様の物件設備確認の結果、電力サービスの提供ができない場合、やむを得ずキャンセルさせていただくケースがございます。

・ENELEAGE Zeroに起因した設備の不具合やトラブルについては、株式会社ボルタが窓口となります。当社では対応いたしかねますので、ご了承ください。

供給地点特定番号	
ご契約者名	
契約住所	
使用場所住所	

（１）電気供給サービス提供者

電気供給サービス提供者：Y.W.C.株式会社【A0786】

（２）電気供給サービス対象者

以下、すべての条件を満たすお客さまが対象となります。

- 契約電力50kW未満の低圧契約であること
- 旧一般電気事業者の電気供給エリア（沖縄県及び離島を除く、日本国内）内ですでに電力供給を受けていること
- 当社、電気需給約款及び本電気供給サービス提供条件書及び重要事項説明書に承諾いただけること

（３）電気料金

＜概要＞

30分毎のご使用量に対し、一般社団法人日本卸電力取引所(JEPX)　にて公表される約定単価を用いて電力料金を計算する市場連動型の料金プランです。市場連動型は、電気料金が「約定単価」により変動する契約であり、電気料金が高騰するリスクがあります。また、当社は申込者に対し本契約における電気料金が、本契約以前の電気料金より安価であることを保証するものではありません。

＜電気料金の算出方法＞

電気料金は、①託送料金 ②電源料金 ③基本料金 ④管理費 ⑤再生可能エネルギー発電促進賦課金 ⑥容量拠出金で構成されます。

①託送料金

当該一般送配電事業者の接続送電サービス料金として、基本料金（契約容量に応じた送配電ネットワーク利用基本料金）と従量料金（送配電ネットワーク利用料単価 に電力使用量を乗じた額）から構成されます。なお、託送供給等約款の変更により料金単価が変更される場合がございます。変更後の金額は当社約款の変更を以って通知いたします。

・電灯契約託送料金（北海道・東北・東京・中部・北陸・九州エリア）　（円，税込）

エリア	基本料金		電力量料金
	実量契約	SB、主開閉器契約	1kWhにつき
	1kWにつき	1kVAにつき	
北海道	295.90	236.50	8.24
東北	226.60	166.10	8.58
東京	230.67	152.24	6.97
中部	214.50	137.50	7.91
北陸	242.00	192.50	6.83
九州	227.38	162.24	7.87

・電灯契約託送料金（関西・中国・四国エリア）　（円，税込）

エリア	基本料金				電力量料金
	実量契約		SB、主開閉器契約		1kWhにつき
	最初の6kWまで	左記超過1kWにつき	最初の6kWまで	左記超過1kWにつき	
関西	290.40	96.80	240.90	80.30	7.62
中国	326.70	108.90	268.40	89.10	9.09
四国	363.00	121.00	297.00	99.00	8.82

②電源料金

30分ごとの使用電力量に損失率を加味し、当該電力を使用した時間帯におけるお客さまの需要場所が存する区域の一般社団法人日本卸電力取引所(JEPX)にて公表される約定単価（エリアプライス:税抜）を乗じた額の総和（市場調達手数料/0.03円）に消税相当額を加えたものです。なお、損失率は一般送配電事業者が託送供給等約款を変更した場合、変更後の損失率を適用します。

エリア	対象となるエリアプライス	エリア損失率
北海道	北海道エリアプライス	7.90%
東北	東北エリアプライス	8.50%
東京	東京エリアプライス	6.90%
中部	中部エリアプライス	7.10%
北陸	北陸エリアプライス	7.80%
関西	関西エリアプライス	7.80%
中国	中国エリアプライス	7.70%
四国	四国エリアプライス	8.10%
九州	九州エリアプライス	8.60%

③基本料金　（円，税込）

1契約につき	1,650 円

④管理費　（円，税込）

管理費	―――	―――

⑤再生可能エネルギー発電促進賦課金
経済産業省資源エネルギー庁にて発表される再生可能エネルギー発電促進賦課金（毎年単価変動）を適用します。

⑥容量拠出金　（円，税込）
当社が負担する容量拠出金から需要予測を元に以下の容量拠出金単価（基準単価）を算定いたします。
※基準単価は年度ごとに定め、当社ホームページで定期的に公表いたします。
当社は、お客さまにお支払いいただく容量拠出金の総額と、当社が実際に負担する容量拠出金の総額とに差額が生じた場合に、
その事由に応じて以下の種別の調整金に対して請求または還元を行うことができるものとします。
検針期間中に途中解約・新規契約された場合でも、満額での請求となります。

容量拠出金単価【2025年度】	1kWhにつき	1.65 円

＜その他手数料＞　（円，税込）
電気料金とご使用量のお知らせの発行手数料は、毎月の電気料金に合算して請求いたします。

電気料金とご使用量のお知らせ（WEB）	0 円
電気料金とご使用量のお知らせ（郵送）	500 円

（４）契約期間、解約金
契約期間は通常供給開始日から1年とし、契約期間内での変更または解約に対し、解約金が発生します。(1供給地点につき）また契約期間満了後は原則、同一条件にて需給契約を自動更新するものといたします。※廃止（転居など）の場合は含みません。
解約金は、１ヶ月あたりの基本料金×契約期間の残存期間での算定となります。

契約期間（供給開始日から起算）	1年（12ヶ月目が更新期間となります）
解約金　(1供給地点につき）	１ヶ月あたりの基本料金×契約期間の残存期間

申込方法

- 当社の電気供給サービスにお申込みされる場合は、電気供給約款に承諾のうえ、当社インターネットまたは所定のお申込み用紙に必要事項をご記入しお申込みください。郵送でのお申込みの場合はY.W.C.株式会社（〒541-0056　大阪府大阪市中央区久太郎町3丁目5-26　谷口悦第二ビル 8F）宛にご郵送ください。
- お申込みの際に、お客さまが契約されている小売電気事業者への解約手続きは、当社にて代行いたします。現小売電気事業者が解約を承諾することにより、当社との契約手続きを進めることが可能となります。

供給開始時期

- 現在ご契約中の小売電気事業者からの切り替えにより使用を開始する場合は、最短で15営業日以降に訪れる最初の検針日になります。
- 自動検針装置が設置されていた場合は、15営業日よりも早く送電開始が可能です。
- E-Zeroプランをご利用のお客様は上記に関わらず、蓄電池の設置完了日以降の初回検針日となります。
- 何らかの事由で蓄電池の設置日が変更となる際は、電気の切り替えのタイミングが変更となる場合がございます。

電気料金の算定

（１）電気料金の算定期間

- 前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。
- 契約開始月の算定期間は、供給開始日から次回計量日の前日までといたします。
- 契約廃止月の算定期間は、前月の計量日から供給廃止日の前日までといたします。※廃止日まで使用の場合は廃止日までで算定。
- 送配電事業者からの計量値の通知が遅延する等により料金請求に遅れが生じる可能性がある場合、算定期間が変更となることがございますのであらかじめご了承ください。

（２）使用電力量の算定

- 使用電力量の計量は、送配電事業者により設置された計量器により行います。
- 計量器の故障等により月間の使用量を把握できなかった場合、計量が出なかった期間については、送配電事業者と協議のうえ決定いたします。

お支払い

（１）支払方法
お支払い方法は、ご契約者さま名義のクレジットカードに限らせていただきます。

（２）お支払期日
クレジットカード会社の定める決済日を支払期日といたします。

（３）請求額のインターネットでの確認
毎月の電気料金と使用量は当社インターネット上のマイページでご確認いただけます。

（４）請求書発行手数料
請求書の郵送をご希望のお客さまは「請求書発行手数料500円(税込)」が別途必要となります。

（５）払込票発行手数料
支払方法の登録完了までコンビニエンスストアでお支払いできる払込票を送付いたします。
初回と2回目の請求までは発行手数料は無料となり、以降は払込票発行手数料500円(税込)が別途発生いたします。

（６）翌月請求分への合算
送配電事業者からの検針値の通知が遅延する等により料金請求に遅れが生じる可能性がある場合、当該月の料金の一部または全部を、翌月の料金請求時に合算してご請求させていただくことがございますので予めご了承ください。

（７）延滞利息の請求
契約者が料金その他債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年14.5%の割合を乗じて算定した金額といたします。また延滞通知手数料（220円(税込))を合算して請求させていただくことがございます。

（８）解約
お客さまが次のいずれかに該当する場合には、解約の15日前を目安に通知し、電気需給契約を解除することがあります。お客さまが料金の支払期日を過ぎてもなおお支払いされない場合この条件書によって支払を要することとなった料金以外の債務（延滞利息、延滞通知、手数料等、その他この約款から生ずる金銭債務）を支払わない場合電気需給契約を解除した日が、最低利用期間に満たない場合は解約金が発生します。

解約・変更手続き

（１）解約・変更の受付
お客さまが解約・変更を希望される場合は、当社ホームページまたは電話からお知らせください。

（２）変更内容のお知らせ
変更事項等を書面、電子メール、インターネット上での開示等当社が適当と判断する方法によりお知らせいたします。

個人情報の利用目的について

- お客様の個人情報は、当社プライバシーポリシーに従い取り扱わせていただきます。

【当社プライバシーポリシーURL】https://terace-denki.com/policy/

その他

- 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。
- 電気供給サービスに必要な設備の設置や電気品質維持に関して必要な協力、その他託送供給等約款における遵守すべき事項について承諾していただきます。
- 旧小売電気事業者との契約解除に際し、ポイント失効や解約金発生等、お客様の不利益が発生する可能性があります。
- 送配電事業者、当社、その他業務委託先等が必要と判断した場合は、お客様の電気使用場所に立ち入らせていただく場合がございます。この際、事前に承諾を得ますが、正当な理由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。

※必ずお読みください クーリング・オフのお知らせ

訪問販売又は電話勧誘（zoom等のWEB会議システム等の媒体も含む）でのお申込（契約）をされた場合、本書面を受領した日を含む８日間は、書面又は電磁的記録（電子メール・FAX等）（以下「書面等」といいます。）により、無条件に売買契約又は役務提携契約の申込みの撤回（当該契約が成立した場合は当該の解除を行うこと（以下「クーリング・オフ」という）をできます。

この場合、お申込者（注文者）は、損害賠償又は違約金を支払う必要はありません。また、商品の使用利益・契約に基づき提供された役務に相当する金銭を支払う必要はなく、その際、土地又は建物その他の工作物の現状が変更されたときは、無償で回復請求できます。但し、申込みが営業の為又は営業として行われた場合、クーリング・オフはできません。

上記クーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことによりお申込者（注文者）が誤認し、又は威迫したことにより困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社からクーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日を含む８日間を経過するまでは、書面等によるクーリング・オフすることができます。

クーリング・オフの効力は書面等を発信した時（郵便消印日付）から生じます。書面等で必要事項をご記入の上当社（下記住所）宛に郵送又は送付してください。

〒５４１－００４６
大阪市中央区久太郎町３丁目５－２６　谷口悦第二ビル　８F
Y.W.C.株式会社　電力事業部　宛

【必要事項】
・申込日：令和〇年〇月〇日
・ご契約者様ご氏名
・電気ご利用住所
・電気のご名義
・お電話番号
・販売店名
・販売営業担当者名
・本契約につき、クーリング・オフをする旨

※メールにてクーリング・オフをする場合、上記事項をご記載の上、下記の弊社サポートメールアドレスまでメールにてご連絡をお願いいたします。
【件名】クーリング・オフ通知
【送付先メールアドレス】support@terace-denki.com

【電子交付について】
当社では、以下の書面について「電磁的方法（電子交付）」により提供いたします。
・電気供給サービス提供条件書及び重要事項説明書（契約締結後書面）
・お申込内容概要書面
・電力需給約款
・その他法律に基づき提供が必要な書面

【電子交付は、以下の方法で行います。】
・交付方法：メール送付またはWeb上でのダウンロード形式
・ファイル形式：PDF
・閲覧方法：スマートフォン、タブレット、PCにて閲覧可能
・保存方法：お客様ご自身の端末に保存
・トラブル時の対応：メールが届かない等の場合は当社窓口までご連絡ください
※書面（紙）での提供をご希望の場合は1通あたり500円（税込）で郵送いたします。